

令和8年3月3日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に係る利用者負担および保険料の減免に対する財政支援が、令和8年度においても継続される旨をお知らせするものです。

当該財政支援等の具体的な取り扱いは、添付資料の別紙1および別紙2のとおりですが、介護保険事業所におかれましては、利用者負担額軽減支援事業対象者認定票または利用者負担免除証明書が下記のとおり取り扱われますので、利用者が提示する際にはご確認の上、ご対応をお願いいたします。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 避難指示等対象被保険者

○令和8年3月1日以降に、避難指示等対象被保険者に対して利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）を行う場合は、当該者に対し、以下のとおり利用者負担額軽減支援事業対象者認定票（以下「認定票」という。）を交付することとされております。

- (1) 帰還困難区域に住所を有していた者（現に住所を有する者も含む。）については、令和9年2月28日までの間のいずれかの日を有効期限として印字された認定票を交付。
- (2) 旧避難指示区域等に住所を有していた者（上位所得層を除く。現に住所を有する者も含む。）については、令和8年7月31日までの間のいずれかの日を有効期限として印字された認定票を交付。所得判定の結果、令和8年8月1日以降も引き続き免除対象となる者については、令和9年2月28日までの間のいずれかの日を有効期限として更新した認定票を交付。

なお、認定票の交付は、利用者負担免除証明書（有効期限の取扱いを認定票と同様とする場合に限る。）の交付をもって代えることができる。

2. 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者

○引き続き、有効期限が更新された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱うこととされております。

（添付資料）

○介護保険最新情報 Vol. 1472

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について（令 8. 2. 27 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡）

以 上

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737